

障害者総合福祉法制定に関する意見書

平成 22 年 1 月から内閣府に設置された障がい者制度改革推進会議では、障害者の権利に関する条約及び国と障害者自立支援法訴訟原告らとの間で結ばれた基本合意文書の 2 つの文書を指針として、今後の障害者施策の推進に向けて精力的に議論を行っています。

平成 23 年 8 月 30 日、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会は、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を、これまでの障害者施策に関わる様々な意見や立場の違いを乗り越えて、55 名の委員一致でまとめられました。この「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」には、障害のない市民との平等と公平を確保すること、障害の種別間の谷間や制度間の空白の解消を図ること、地方自治体間の限度を超え合理性を欠くような格差の是正をめざすこと、地域での支援体制を確立するとともに、効果的な地域移行プログラムを実施すること、個々の障害とニーズが尊重されるような新たな支援サービスの決定システムを開発すること、給付・負担の透明性、納得性、優先順位を明らかにし、広く国民からの共感を得て障害者福祉予算を確保すること、といった障害者総合福祉法が目指すべき 6 つのポイントを挙げており、今後の障害者福祉施策のあり方を示す提言と言っても過言ではありません。

よって、政府におかれては、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を尊重した障害者総合福祉法を制定するよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 24 年 2 月 20 日

尼崎市議会議長

関係大臣あて